

一人につき

働き方改革で罰則最高30万円!?

え～

これって何?

年次有給休暇5日の取得義務化

時間外労働時間・割増率の引上げ

まだまだある同一労働同一賃金



平成31年4月から労働環境が大きく変化し、経営者の疑問にお答えする研修会を下記日程で開催します

一般公開 参加費無料

■ 日時 令和元年7月3日(水)

午後6時30分から午後7時30分

【研修会終了後に個別相談も受けれます】



■ 場所 埼玉グランドホテル本庄2階

■ 講師 埼玉働き方改革推進支援センター

■ 申し込み 本庄法人会まで FAX でお願ひします

主幹 (公社)本庄法人会

女性部会

働き方改革の助成金も説明

***** 参加申込書 *****

返信先 本庄法人会事務局迄 FAX 22-7898

令和元年 月 日

事業所名

電話()

FAX()

メールアドレス

受講者氏名